

冊子1

令和 2 年 1 0 月

定 例 教 育 委 員 会

1

長 崎 県 教 育 委 員 会

10月定例会（1）

開催日時 令和2年10月8日（木） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 報 告

- (1) 令和2年9月定例県議会の概要について (各課共通)
- (2) 令和2年度普通会計定期監査（前期）の結果及び措置状況について (各課共通)
- (3) 令和2年度研究指定校研究発表会について (義務教育課)
- (4) 令和3年度県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用試験について (高校教育課)
- (5) 令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (高校教育課・特別支援教育課)
- (6) 令和3年度に県立特別支援学校中学部で使用する教科用図書のうち検定済教科書の採択結果について (特別支援教育課)
- (7) ミライo n図書館開館後1年間の状況について (長崎図書館)

報 告 事 項 (1)

各 課 共 通

件 名	令和2年9月定例県議会の概要について
概 要	<p>1. 日 程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>会 期 令和2年9月10日 ~ 令和2年10月5日</p> <p>一般質問 令和2年9月16日 ~ 令和2年9月18日</p> <p>総括質疑 令和2年9月24日</p> <p>常任委員会 令和2年9月25日</p> </div> <p>2. 議 案</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">原案のとおり可決・承認</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・第110号議案（予算議案） 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分 ・第116号議案（事件議案） 契約の締結について ・報告第21号 知事専決事項報告 「損害賠償の額の決定について」（報告議案） <p>3. 一般質問等における主な質疑事項（報告事項（1）資料1～8頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性登用について （外間雅広議員） ・新型コロナウイルス感染症について ～小中高のコロナ感染症防止対策～ （中山功議員） ・子どもたちの学びを応援する取り組み ～コロナ禍における子どもたちの学びの保障について～ （山田朋子議員） ・学校給食における県産農水産物の提供について （近藤智昭議員） ・教育振興について ～県立高校改革の推進について～ （中島浩介議員） ・コロナ禍と「地方創生について」 ～ひとをどう創るか？～ （大久保潔重議員） ・新型コロナウイルス対策とこれまでの総括 ～誹謗中傷対策と回復後のフォローについて～ （赤木幸仁議員）

・行政業務に対するICT活用推進 ～県立図書館～ (川崎祥司議員)

・教育行政について (北村貴寿議員)

- 子どもたちを災害から守るための取り組み
- 学校歯科健診
- 夜間中学の設置

・ICTを活用した環境整備支援について (浅田ますみ委員)

4. 文教厚生委員会等における主な質疑事項(報告事項(1)資料8～16頁)

○第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち関係部分

- ・県立高校ICT活用授業推進事業について
- ・教育情報ネットワーク維持管理経費(SE委託)

○第116号議案 契約の締結について

- ・長崎県立長崎図書館郷土資料センター(仮称)の周知について

○報告第21号 知事専決事項報告 「損害賠償の額の決定について」

- ・退職手当支給制限処分取消判決と今後の支給制限処分について

○陳情審査 10件

○所管事務に関する質疑

□次期長崎県総合計画素案について

- ・「表現力や創造力を高める子どもの読書活動の推進」の指標について
- ・「主体的・対話的で深い学び」等に対応したICT活用の推進の指標について

□その他

- ・長崎北陽台高校でのクラスター感染について
- ・諫早特別支援学校の改築等について
- ・少人数学級について
- ・ICT支援員について
- ・新たな高校入試制度について

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

機 関 名	内 容	措 置 状 況
体育保健課	強化練習等のため貸し出すカヌー(船舶類)について、物品取扱規則に基づく貸付の事務を行っていない。	<p>当該物品については、現在、関係機関に相談のうえ、必要な手続きを進めております。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないよう所属内で共有し、関係法令や規則等を再度確認するほか、物品の管理状況について確実に引継ぎを行うなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

報 告 事 項 (3)

義務教育課

件 名	令和 2 年度研究指定校研究発表会について					
	概 要	期 日	指 定 校 名	研 究 の 内 容	指 定 年 度	
R1					R2	R3
	10月1日	長与町立長与中学校	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	中間発表	本発表	
	10月14日	東彼杵町立東彼杵中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	中間発表	本発表	
	10月23日	長崎市立野母崎中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	中間発表	本発表	
	10月30日	長崎市立稲佐小学校	特別の教科 道徳	中間発表	本発表	
	11月5日	時津町立鳴鼓小学校	学力調査を活用した教科等の研究(国語科)	中間発表	本発表	
	11月6日	平戸市立中部中学校 平戸市立根獅子小学校 平戸市立紐差小学校	人権教育	中間発表	本発表	
	11月10日	対馬市立大船越中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	中間発表	本発表	
	11月11日	長与町立高田中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	中間発表	本発表	
	11月11日	南島原市立深江小学校	道徳教育	中間発表	本発表	
	11月13日	佐世保市立大野小学校	21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト事業	中間発表	本発表	
	11月17日	五島市立福江中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	中間発表	本発表	
	11月24日	大村市立三城小学校	学力調査を活用した教科等の研究		中間発表	本発表
	11月25日	佐世保市立大野中学校	21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト事業	中間発表	本発表	
	11月26日	松浦市立調川中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	中間発表	本発表	
	11月27日	雲仙市立小浜中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業		中間発表	本発表
	12月3日	島原市立第二中学校	学力調査を活用した教科等の研究		中間発表	本発表
	12月4日	長崎市立西坂小学校	外国語教育	中間発表	本発表	
	12月4日	雲仙市立大塚小学校	特別の教科 道徳	中間発表	本発表	
	12月8日	佐世保市立世知原中学校	ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業		中間発表	本発表
	1月22日	壱岐市立田河小学校	特別の教科 道徳		中間発表	本発表
	1月予定	時津町立時津小学校 時津町立時津北小学校 時津町立時津東小学校 時津町立鳴鼓小学校 時津町立時津中学校 時津町立鳴北中学校	21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト事業	中間発表	本発表	

報 告 事 項 (4)

高 校 教 育 課

件名	令和3年度県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用試験について																														
概要	<p>1 職 種 (1) 実習助手（理科、農業、工業（機械、化学、建築）、特別支援） (2) 寄宿舎指導員</p> <p>2 募集人数及び出願資格 《A採用（障害者特別採用選考）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">募集職種</th> <th style="width: 65%;">対象者及び資格</th> <th style="width: 20%;">募集人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">実習助手</td> <td> 理科 特別支援 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">若干名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能なる者 ※理科は、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。</p> <p>《B採用》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">募集職種</th> <th style="width: 65%;">対象者及び資格</th> <th style="width: 20%;">募集人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実習助手</td> <td>理科</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>特別支援</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>工業（機械）</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>工業（化学）</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>工業（建築）</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>寄宿舎指導員</td> <td> ①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 </td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> </tbody> </table>			募集職種	対象者及び資格	募集人数	実習助手	理科 特別支援	若干名	①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能なる者 ※理科は、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある			募集職種	対象者及び資格	募集人数	実習助手	理科	1名	特別支援	1名	農業	1名	工業（機械）	1名	工業（化学）	1名	工業（建築）	1名	寄宿舎指導員	①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	2名
募集職種	対象者及び資格	募集人数																													
実習助手	理科 特別支援	若干名																													
①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能なる者 ※理科は、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある																															
募集職種	対象者及び資格	募集人数																													
実習助手	理科	1名																													
	特別支援	1名																													
	農業	1名																													
	工業（機械）	1名																													
	工業（化学）	1名																													
	工業（建築）	1名																													
寄宿舎指導員	①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	2名																													
3 出願期間	令和2年10月12日（月）～令和2年10月30日（金） ※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで																														
4 第1次試験	(1) 試験日時 令和2年11月12日（木） 午前9時30分～ (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階308、310、312会議室（長崎市尾上町3-1） (3) 試験内容 ①一般教養試験 ②適性検査 (4) 合格者発表 令和2年11月30日（月）予定																														
5 第2次試験	(1) 試験日 令和2年12月14日（月） (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階302、303、304、305会議室（長崎市尾上町3-1） (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接 (4) 合格者発表 令和3年1月22日（金）予定																														

報 告 事 項 (5)

高校教育課・特別支援教育課

件 名	令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について
概 要	<p>(1) 採択に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むなど、学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択する。 2 採択に当たっては、特色ある学校づくり、生徒の実態及び学校の置かれている諸条件を十分に考慮し、各校の教育課程に適した教科用図書を採択する。 3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図る。 <p>(2) 採択の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学校は、教科書選定委員会を組織して教科用図書の調査研究を行い、生徒や学校の実態に即して採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告する。 これをもとに、県教育委員会において十分な確認を行い、使用する教科用図書を年度ごと、学校ごとに教育長が採択する。 なお、各学校及び県教育委員会は、外部からの不当な働きかけ等により、教科用図書の公正確保に関し問題が生じることのないように十分に留意する。 2 高等学校で使用する教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されているものの中から採択する。 ただし、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていない場合は、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第89条の規定により、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。 3 特別支援学校高等部で使用する教科用図書については、特別支援学校高等部用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていないことから、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の規定により、各学校の教育課程との整合性を十分に検討した上で、適切な教科用図書を採択する。 ただし、高等学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける者の教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されているものの中から採択するものとし、同目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。 <p>(3) 採択の結果</p> <p style="padding-left: 2em;">・ 71校 3, 169点（詳細は別冊資料のとおり）</p>

報 告 事 項 (6)

特別支援教育課

件 名	令和3年度に県立特別支援学校中学部で使用する教科用図書のうち検定済教科書の採択結果について
概 要	<p>1 採択に関する基本方針</p> <p>(1) 教育基本法に定められた教育の目的(同法第1条)及び教育の目標(同法第2条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第21条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」を育むという理念に沿った教科用図書を採択すること。</p> <p>(2) 第三期長崎県教育振興基本計画で示された「本県教育が目指す人間像」を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を採択すること。</p> <p>(3) 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。</p> <p>(4) 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。</p> <p>(5) 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。</p> <p>2 県立特別支援学校中学部における採択の方法</p> <p>(1) 各学校は、教科書選定委員会を組織して教科用図書の調査研究を行い、生徒や学校の実態に即して採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告する。 これをもとに、県教育委員会において「長崎県教科用図書採択審査会」を開催する等して十分な確認を行い、使用する教科用図書を年度ごと、学校ごとに教育長が採択する。</p> <p>(2) 特別支援学校中学部で使用する教科用図書については、「特別支援学校用(小・中学部)教科書目録(令和3年度使用)」に記載された教科用図書のうちから採択する。 ただし、学校教育法附則第9条の規定により、「特別支援学校用(小・中学部)教科書目録(令和3年度使用)」に記載された教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。</p> <p>3 検定済教科書の採択の結果</p> <p>特別支援学校中学部において、令和3年度に中学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける生徒の教科書については、「令和2年度長崎県教科用図書採択審査会」での審議・承認を経て、各学校の所在する採択地区が採択したものと同一の検定済教科書を採択することとした。</p> <p>・関係特別支援学校への通知(別紙1) ・採択地区一覧(別紙資料)</p>

(別紙 1)

2 教 特 第 1 6 9 号
令 和 2 年 9 月 1 日

関係特別支援学校長 様

長崎県教育委員会教育長
(公印省略)

令和3年度使用特別支援学校中学部用教科用図書の採択について (通知)

令和3年度使用特別支援学校中学部用教科用図書の採択については、令和2年6月2日付け教特第107号「令和3年度使用義務教育諸学校の教科書の採択について (通知)」に基づき採択することになっています。

今年度、中学校用教科書が採択替えの年度に当たることから、県教育委員会では、中学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける者の教科書については、「原則として各学校の所在する採択地区が採択したものと同一の検定済教科書を採択すること」となりましたので、通知します。

つきましては、別紙資料に基づき、確実な需要数の報告をお願いします。

また、中学校に準ずる教育課程以外で学習する生徒が、学校教育法附則第9条に規定する一般図書として検定済教科書を使用する際も、別紙資料を参考とされるようお願いいたします。

担 当：特別支援教育課 企画班 下田
T E L：095-894-3402 (ダイヤル)
F A X：095-894-3476
Email: shimodamigiwa@pref.nagasaki.lg.jp

(別紙資料)

令和3年度 特別支援学校中学部用検定済教科書採択一覧

採択地区	学校名\種目	国語	書写	社会 (地理)	社会 (歴史)	社会 (公民)	地図	数学	理科	音楽 (一般)	音楽 (器楽合奏)	美術	保健体育	技術・家庭 (技術分野)	技術・家庭 (家庭分野)	外国語 (英語)	道徳
長崎	鶴南特別支援学校	光村	教出	東書	東書	東書	帝国	大日本	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	東書	日文
長崎	長崎特別支援学校	光村	教出	東書	東書	東書	帝国	大日本	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	東書	日文
佐世保	ろう学校佐世保分教室	三省堂	東書	東書	東書	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	開隆堂	啓林館	東書
佐世保	佐世保特別支援学校	三省堂	東書	東書	東書	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	開隆堂	啓林館	東書
大村	ろう学校	教出	教出	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	大日本	開隆堂	東書	開隆堂	日文
大村	虹の原特別支援学校	教出	教出	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	大日本	開隆堂	東書	開隆堂	日文
大村	大村特別支援学校	教出	教出	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	大日本	開隆堂	東書	開隆堂	日文
大村	// 西大村分教室	教出	教出	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	大日本	開隆堂	東書	開隆堂	日文
諫早	諫早特別支援学校	光村	教出	教出	教出	教出	帝国	東書	大日本	教芸	教出	光村	学研	東書	東書	開隆堂	教出
諫早	諫早東特別支援学校	光村	教出	教出	教出	教出	帝国	東書	大日本	教芸	教出	光村	学研	東書	東書	開隆堂	教出
島原・豊仙・南島原	島原特別支援学校	光村	光村	教出	教出	教出	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	開隆堂	東書
島原・豊仙・南島原	// 南串山分教室	光村	光村	教出	教出	教出	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	開隆堂	東書
県北	佐世保北松分校	光村	東書	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	東書	教図	開隆堂	学研
西彼	盲学校	三省堂	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂	日文
西彼	鶴南時津分校	三省堂	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	三省堂	日文
西海		三省堂	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	東書	日文
東彼	川棚特別支援学校	光村	光村	教出	教出	教出	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	教図	開隆堂	日文
東彼	桜が丘特別支援学校	光村	光村	教出	教出	教出	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	教図	開隆堂	日文
五島	鶴南五島分校	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	光村	東書	東書	東書	東書	日文
吉岐	虹の原吉岐分校	東書	光村	教出	教出	教出	帝国	東書	学図	教芸	教芸	日文	開隆堂	開隆堂	大修館	光村	日文
対馬		三省堂	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	東書	開隆堂	開隆堂	東書	日文

※発行者名の表記

- ・光村…光村図書
- ・東書…東京書籍
- ・啓林…新興出版社啓林館
- ・教芸…教育芸術社
- ・日文…日本文教出版
- ・開隆堂…開隆堂出版
- ・教図…教育図書
- ・学研…学研教育みらい
- ・光文…光文書院
- ・教出…教育出版
- ・帝国…帝国書院
- ・三省堂…株式会社三省堂
- ・大修館…大修館書店
- ・大日本…大日本図書

<p>件 名</p>	<p>ミライオン図書館開館後1年間の状況について</p>
<p>概 要</p>	<p>1. 令和元年度サービス等実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入館者数 (10月5日～3月31日) 264,211人 (1,887人/日) ※平成29年度比86%増 (郷土課を含む) ○講座等のイベント 29回 (955人) ※平成29年度比42%増 読み聞かせ等 48回 (1,694人) ○視察・見学の積極的な受入 1,626人来訪 ○マスメディアでの紹介 130件 <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校生以下の利用制限 (3月4日～4月17日) ○臨時休館 (4月18日～5月18日) 蔵書特別整理及び施設点検の前倒し実施 遠隔サービスの実施 (WEBを通じたレファレンスサービス等) ○来館サービスの再開 (5月19日～) 館内一部エリアの使用停止 (おはなしの部屋、グループ学習室等) イベントは対策を講じた上で徐々に再開 (三密回避、検温等) カウンターへの簡易シールドの設置、床面へのフロアマーカの表示 手指消毒用アルコールの設置 閲覧席の間隔の確保、簡易衝立の設置 (8月) サーマルカメラの設置 (9月) ○市町立図書館への積極的な情報発信 ○市町立図書館職員向け研修会の実施方法の変更 講義動画を光ディスクに録画して配布 (6月) テレビ会議システムも併用して実施 (8月) ○新型コロナウイルス感染症対策に関連する地方行政資料等の収集

概要

3. 新たな取組

- 課題解決支援サービスの実施
 - 商用データベースの拡充、講座等のイベントの実施
- インターネットを通じたレファレンス質問の受付の開始
- 視覚障害者等向けサービスの拡充
 - サピエ図書館のサービス提供（10月予定）
 - 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスへの参加（年度内）
 - 音声拡大読書器導入（年度内）
- 県庁サポートサービスの開始（7月）
 - 県庁職員に対する貸出し・レファレンスサービスの利便性の改善
 - 県庁ポータルサイト内に県立長崎図書館活用ポータルサイトを開設（9月）
- インターネット協力貸出し「とりよせくん」の開始（8月）
 - 県民の県立図書館所蔵資料利用の利便性の改善
- 遠隔地返却の試行的実施（9月）
- 大学と連携した情報リテラシー教育の実施
 - 長崎ウエスレヤン大学大村サテライトキャンパスの外国人留学生への利用ガイダンスを実施（1月）
 - 活水女子大学で1年生全員対象の利用ガイダンスを実施（6月）
- ミライo n図書館の使い方講座（バックヤードツアー）の開始
- 学校教育との連携
 - 県教育センター職員向け研修会で利用ガイダンスを実施（7月）
 - 司書教諭等研修会（県生涯学習課）で利用ガイダンスを実施（8月）
 - 司書教諭等スキルアップセミナーに館長等が参加（8月）
- 公共図書館に関する調査研究の実施
 - 職場内に研究会を設置（法制度、図書館資料、サービス、コンピュータシステム）
 - 図書館向け電子書籍サービスの実態調査を実施
- 公式ツイッターによる情報発信の開始（5月）
- ミライo n図書館の紹介動画のインターネットでの発信（5月）